

公益社団法人 日本設計工学会細則

第1章 入会・退会および会員資格

- 第1条 理事会が入会を承認したときは、その旨を入会者に通知し、その氏名を会員名簿に登録する。
- 第2条 賛助会員として入会するときは、代表員を登録しなければならない。
- 2 賛助会員は、会費1口につき3名を代表員とすることができる。
 - 3 代表員の登録および変更は、理事会の承認を受けなければならない。
 - 4 理事会が承認した代表員には、正会員と同等の権利が与えられる。
- 第3条 名誉会員の推薦は、理事会の議を経て総会で決定する。推薦を受けた者は、本人が承諾することにより名誉会員となる。
- 第4条 会員の退会届を受理したとき、または定款第11条により除名が決定したときは、その会員を会員名簿から削除し、その旨を本人に通知する。
- 2 定款第12条(2)および(3)の場合も本条を準用する。
- 第5条 会員は定款第9条の権利をもつが、学会誌を除く図書や資料などの配布および事業への参加にともなう費用は、別に納入しなければならない。

第2章 入会金および会費

- 第6条 本会の入会金は、次のとおりとする。
- (1) 正会員 1,000円
 - (2) 賛助会員 1,000円
- 2 本会の会費は、次のとおりとする。
- (1) 正会員 年額8,400円
 - (2) 賛助会員 年額1口65,000円とし、1口以上
- 3 会員は、毎会計年度4月から3月までの1箇年分会費を前年度12月末までに納入しなければならない。
- 4 学生員 教育機関に在籍中であると証明された学生または生徒については、本人の申し出により会費を正会員の会費の半額とすることができる。この適用を受けた者を学生員という。
- 5 会誌購読団体会員 教育機関・図書館を団体として、その構成員・利用者の便宜を図るために、会誌の継続的購読および講演会・講習会・見学会に参加する目的で会員となる場合、会費は12,000円とする。この適用を受けた団体を会誌購読団体会員という。
- 第7条 本会が特別事業を行うに際しては、特別会費を徴収する

ことができる。

- 第8条 満1年以上会費を滞納した会員に対しては、理事会の議を経てその資格を停止することができる。

第3章 学会誌・その他の刊行物

- 第9条 本会は、日本設計工学会誌「設計工学」を、毎年12回以上刊行する。
- 第10条 学会誌は、論説・解説・論文・技術資料および本会の事業や会務に関する諸報告、その他適当と認める記事を掲載する。
- 第11条 学会誌に掲載された論説・解説・論文・技術資料などの著者には、掲載誌若干部を贈与する。
- 第12条 学会誌は、正会員・学生員・賛助会員の代表員・名誉会員に対し各1部を無料で配布する。
- 第13条 会費を滞納した会員に対しては、理事会の議を経て学会誌の送付を停止することができる。
- 第14条 本会は、理事会の議を経て学会誌の外に図書・資料などを刊行することができる。これらの刊行物に関する事項は、理事会が定める。
- 第15条 本会の刊行物の寄贈・交換およびその他の処分は、理事会の議を経て行うことができる。

第4章 講演会・講習会・見学会など

- 第16条 本会は、講演会・講習会・見学会などを、毎年合計6回以上開催する。
- 第17条 講演会では、設計工学に関する研究発表講演もしくは特別講演を行う。
- 2 講習会・見学会などは専門知識普及のために行う。
- 第18条 講演会・講習会・見学会およびその他の諸会合に関する開催日時・場所ならびにその他の必要事項は、原則として学会誌会告欄および本会WEBサイトに掲載する。

第5章 役員の選出

- 第19条 次期役員の選出は、当該期の3月に正会員および賛助会員の代表員の選挙により行う。ただし、第6条4項の学生員および同5項の会誌購読団体会員は、役員の選挙権・被選挙権ならびに第22条による役員候補者の推薦権をもたない。
- 第20条 次期役員になりうる者は、当該期の12月末日までに正会員として承認され、選出時においてその資格を有する

ものとする。

第21条 役員は、正会員および賛助会員の代表員の選挙により選出し、総会に提案し、総会で選任する。

第22条 役員候補者は、理事会あるいは正会員20名以上連記の推薦を受けた正会員とする。ただし、投票者は、推薦候補者以外の者に対しても投票することができる。

第23条 役員の選挙業務は、理事会の定める選挙管理委員会（以下本条では委員会という）が行う。

- 2 投票用紙は、委員会の定めるところによる。
- 3 委員会は、役員候補者名簿を作成し、投票用紙を添えて、選挙権を有する者に送付する。
- 4 委員会は、選挙結果を総会に報告しなければならない。

第24条 会長および副会長は、理事の互選に基づき、総会で選任する。

第25条 役員に欠員が生じ、補充者の選出が必要なときは、第19条から第24条を準用する。

第6章 役員の職務

第26条 理事の中に、次の職務担当理事を置く。

庶務会計担当理事
出版担当理事
事業担当理事
研究調査担当理事

- 2 職務担当は、理事会の協議により定める。

第27条 庶務会計担当理事は、庶務・渉外・会計および財務その他本会の運営に関する事項をつかさどる。

第28条 出版担当理事は、学会誌およびその他の刊行物の編集ならびに出版に関する事項をつかさどる。

第29条 事業担当理事は、講演会・講習会・見学会およびその他の事業に関する事項をつかさどる。

第30条 研究調査担当理事は、研究調査に関する事項をつかさどる。

第31条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第7章 部会・委員会および委員

第32条 本会に次の部会を置く。

庶務会計部会
出版部会
事業部会
研究調査部会

- 2 部会は、部会長・幹事および委員で構成される。

第33条 部会長は、職務担当理事の中から、また、委員は会員の中から理事会の議を経て会長が委嘱する。幹事は、部会の協議により定める。

- 2 部会長・幹事および委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。

第34条 各部会には、理事会の議を経て常置または臨時的の各種委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、委員長および委員により構成される。ただし、必要に応じて幹事を置くことができる。
- 3 臨時委員会の設置期間は、部会の協議に基づき理事会で定める。

第35条 第34条第2項の委員長は、理事会の議を経て会員の中から、また、委員は、委員長の推薦に基づき会長が委嘱する。幹事は、委員会の協議により定めることができる。なお、委員会の委員には、会員以外の者を委嘱することができる。

- 2 委員長は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 3 委員長は、委員会の事業が完了したとき、部会長を経て会長に報告しなければならない。なお、長期にわたるときは、1年ごとに報告するものとする。
- 4 委員長・幹事および委員の任期は、常置委員会においては第33条第2項に準じ、臨時委員会においては原則としてその設置期間中とする。ただし、臨時委員会は、その事業が完了したとき、設置期間にかかわらず解散することができる。

第8章 表彰・謝礼および報酬

第36条 本会が目的とする学術・技術の発展および本会の運営に関して多大の功績・功労があったと認められる個人または団体に対して、会長は、理事会の議を経て表彰すること、あるいは謝意を表すことができる。また、会長は、必要と認めたとき、金銭・物品などによる謝礼をすることができる。

第37条 役員および各種の委員長・幹事・委員などは、すべて無報酬とする。ただし、その業務のために要した費用は支弁する。

第9章 職員および嘱託員

第38条 本会には、会務に従事する職員および嘱託員若干名を置く。その選任、給与は、予算の範囲内で理事会が定める。

第10章 支部

第39条 地域を区切って、支部を置くことができる。ただし、その地域に属する会員数は、原則として50名以上とする。

第40条 支部には、理事会の議を経て支部賛助会員を置くことができる。

- 2 支部賛助会員は、代表員を正会員として登録しなければならない。
- 3 支部賛助会員の代表員の登録・変更および権利は、第2条の第3項・第4項を準用する。

第41条 支部は、支部地域内において本会の目的を遂行するための事業を行う。ただし、学会誌の刊行を除く。

第42条 支部には、支部役員を置く。支部役員は、支部長・商議員および幹事とし、他に支部幹事・相談役の役員を置くことができる。

- 2 支部長は、商議員の互選に基づき会長が委嘱する。
- 3 商議員は、支部に属する会員の互選により選出する。
- 4 その他の役員は、支部規則による。

第43条 支部経費は、次の資金をもって充てる。

- (1) 交付金。ただし、交付金は、支部に属する会員の本部納入費合計金額の3分の1とする。
- (2) 支部賛助会員の会費のうち、正会員費相当額を差し引いた金額。
- (3) 支部地域内における寄付金。
- (4) その他、理事会が承認した収入。

第44条 支部の運営は、支部規則による。

第45条 支部長は、当該年度前に、支部の予算・決算・事業などについて会長に報告しなければならない。なお、支部における重要決定事項については、その都度会長に報告する。

第46条 支部長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第11章 雑 則

第47条 本細則の改正は、理事会の議を経て行う。

付則

付則 1. この細則は、1978年5月13日から適用する。

付則 1. この細則は、1979年5月26日から適用する。

付則 1. この細則は、1988年5月28日から適用する。

付則 1. この細則は、1989年1月13日から適用する。

(第1章第1条に適用)

付則 1. この細則は、平成1992年5月30日から適用する。

(第4章第11条改正に適用)

付則 1. この細則は、1999年8月23日から適用する。

(第3章第8条改正に適用)

付則 1. この細則は、2013年5月26日から適用する。

付則 1. この細則は、2015年5月11日から適用する。